

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市特別児童扶養手当事務システム標準化対応業務（データ移行対応）		
発 注 課	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課		
選 定 事 業 者	株式会社HBA		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務は、上記事業者が運用保守業務を受託し、著作権を有する現行の「札幌市特別児童扶養手当事務システム」（以下「特児システム」という。）について、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）等に基づき、国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行する必要があることから、ガバメントクラウド環境へのシステム導入やデータ移行作業を行うものである。 標準システムへの移行期限は令和7年度末とされており、データ移行作業等を速やかに完了させる必要がある。そのため、本業務の履行にあたっては現行の特児システムの機器構成やプログラム構造等の知識が必要となるが、現行の特児システムの全体設計やドキュメントを把握しているのは、初期開発時の設計や運用保守業務を受託し、かつ、特児システムの著作権を有している上記事業者のみである。 また、事業者の選定にあたり、事前にベンダー31社に対しRFIを実施し、令和7年度末までに標準システムへの移行が可能であった事業者は上記事業者のみであること確認している。 以上のことから、本業務を履行可能な者は上記事業者以外には存在しないため、特定随意契約を行う。 なお、特児システムにおいては、特定個人情報を取扱うことから、上記事業者の安全管理措置レベルを事前に確認し、本市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認している。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
決 定 日	令和7年3月11日		